

公益財団法人矯正協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益財団法人矯正協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、もって犯罪及び非行の防止に寄与することを目的とする。

(責務)

第3条の2 本会は、前条に掲げる公益目的の達成及び事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他本会の運営における透明性の向上に努めるものとする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 矯正活動に関する調査及び研究並びに資料の収集
- (2) 矯正活動の普及啓発
- (3) 矯正活動に対する支援助成
- (4) 会員の福祉の増進
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

(基本財産)

第6条 本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で決議した財産を、本会の基本財産とする。

2 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分若しくは除外又は担保に

提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(運用財産)

第7条 運用財産は、次に掲げるものから成り、本会の事業の円滑な実施に資するよう適正に運用しなければならない。

- (1) 財産から生ずる果実
- (2) 会費等
- (3) 第4条に掲げる事業に係る財産

(財産の管理及び運用)

第8条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て、別に定める。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が次の書類を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (4) 事業年度開始の日における公益目的事業の種類及び内容を記載した書類
- (5) 事業年度開始の日における収益事業等の内容を記載した書類

(事業報告及び決算)

第11条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 財務諸表に対する注記
- (6) 附属明細書
- (7) 財産目録

第4章 評議員

(評議員)

第12条 本会に、評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、法令の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでのいずれかに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する

地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額80万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準による。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）評議員の選任及び解任
- （2）理事及び監事の選任及び解任
- （3）評議員、理事及び監事に対する報酬等の額
- （4）第11条に掲げる書類の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分又は除外の承認
- （8）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要があ

る場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を書面により通知するものとする。

3 前項の書面については、あらかじめ評議員の承諾を得て電磁的方法により通知することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) 事業の全部の譲渡

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその評議員会において選任された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 監事のうち1人以上が、その就任の前10年間本会の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者ではないこと。

5 各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として次に掲げるものをいう。次項において同じ。）にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

(1) 当該一方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 当該一方の者の使用人

(3) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該一方の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(4) 前2号に掲げる者の配偶者

(5) 第1号から第3号までに掲げる者の3親等内の親族であって、これの者と生計を一にするもの

6 各理事について、各監事と特別利害関係を有しないものであること。

7 理事のうち1人以上が、本会の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者ではないこと。

8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして次に掲げる者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(1) 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である

者

(2) 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

イ 国の機関

ロ 地方公共団体

ハ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

ニ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

ホ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。第 9 条第 1 号において同じ。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（理事等の職務及び権限）

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 常務理事は、理事会の決議により、本会の業務を分担執行する。

5 代表理事たる会長及び理事長並びに業務執行理事たる常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、本会の理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準による。

(顧問)

第30条 本会に、任意の機関として、1名又は2名の顧問を置くことができる。

2 顧問の職務は、会長から諮問された事項について参考意見を述べるものとする。

3 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において選任する。

4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) その他理事会において決議するものとしてこの定款で定められた事項

(招集等)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、定時の理事会及び臨時の理事会とし、定時の理事会は毎年度6月及び3月に、臨時の理事会は必要の都度、開催するものとする。

(議事)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務組織

(設置等)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、所要の職員を置く。

- 2 本会の事務を処理するため必要があるときは、前項の職員以外の者に事務を嘱託することができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 会員

(会員)

第37条 本会の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第10章 定款の変更、解散及び合併等

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的の変更、第4条に規定する事業の変更並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第39条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1月以内に、法令に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、法令に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第42条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務諸表等の書類を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開事務処理規程による。

(個人情報の保護)

第43条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報管理規程による。

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は西原春夫及び山下進とする。

附則

（施行期日）

変更後の定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条第1項の規定に基づき、本会の申請に係る事業の変更の認定の通知を受けた日（平成28年5月18日）から施行する。（平成28年3月15日評議員会議決）

附則

（施行期日）

変更後の定款は、平成28年12月26日から施行する。（平成28年12月26日評議員会議決）

附則

（施行期日）

変更後の定款は、令和7年4月1日から施行する。（令和7年3月12日評議員会議決）